

法人等の代表権者以外の者が名義人となって 行う輸入関係承認等の申請について

輸入注意事項 42 第 6 号・輸入取引注意事項 42 第 3 号(S42.2.25)

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

昭和42年2月7日付け輸入注意事項 42 第3号(輸入関係書類の申請書の申請者について)により、法人(人格なき社団を含む。以下「法人等」という。)が輸入貿易管理令に基づく承認等の申請を行う場合であって、代表権を委任された者が申請の当事者(以下「名義人」という。)となって申請するときは、当該名義人が代表権者から代表権を委任されている旨を証する書類(以下「委任証明書」という。)の提出を求めることがある旨定めましたが、昭和42年3月1日以後輸入関係承認等の申請は、それぞれ下記の要領により取り扱うこととします。

記

1 輸入割当申請

委任証明書を添付すること。(反復して同一名義人で申請することが予想される場合には、最初の申請の際に、委任証明書を2通提出し、そのうち1通を、受付印押捺後、返還を受け、その後の申請にあたっては、返還を受けたものの写しを添付すればよいこととする。以下同じ。)ただし、輸出入取引法に基づき設立された輸入組合及び次に掲げる団体(以下「組合等」という。)の所属員が、組合等の確認印を付された輸入割当申請書により当該組合等が取り扱っている品目の輸入割当申請を行う場合は、委任証明書を必要としない。

(社)日本機械輸入協会

(社)日本乳製品協会

日本パインアップル輸入協会

輸入食糧協議会

日本牛肉輸出入協会

2 輸入承認申請

通商産業大臣及び税関長に輸入承認申請をする場合は委任証明書を添付すること。

3 上記1及び2までに掲げる申請以外の輸入承認証の内容変更申請及び確認等の申請

委任証明書を添付すること。ただし、内容変更等の申請の場合において当該申請に係る輸入割当証明書又は輸入承認証の名義人と同一人が名義人となる申請の場合は委任証明書は必要としない。